

奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十六号

奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例等の一部を改正する条例

(奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部改正)

第一条 奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例(昭和三十一年十月奈良県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項ただし書中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第二条 奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を次のように改正する。

第八条第一項ただし書中「百分の百五十五」を「百分の百五十七・五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

(知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第三条 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例(昭和二十二年七月奈良県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第五条ただし書中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第四条 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条ただし書中「百分の百五十五」を「百分の百五十七・五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

(委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第五条 委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例(昭和三十一年十月奈良県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項ただし書中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第六条 委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第一項ただし書中「百分の百五十五」を「百分の百五十七・五」に、「百分

の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

（教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第七条 教育長の給与等に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条ただし書中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第八条 教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条ただし書中「百分の百五十五」を「百分の百五十七・五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、平成二十九年十二月二十五日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条及び第八条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例（以下「改正後の議員報酬額等条例」という。）の規定、第三条の規定による改正後の知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の知事等給与条例」という。）の規定、第五条の規定による改正後の委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例（以下「改正後の委員会の委員等給与等条例」という。）の規定及び第七条の規定による改正後の教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」という。）の規定は、平成二十九年十二月一日から適用する。

（手当の内払）

3 改正後の議員報酬額等条例、改正後の知事等給与条例、改正後の委員会の委員等給与等条例又は改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例、第三条の規定による改正前の知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例、第五条の規定による改正前の委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例又は第七条の規定による改正前の教育長の給与等に関する条例に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の議員報酬額等条例、改正後の知事等給与条例、改正後の委員会の委員等給与等条例又は改正後の教育長給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。